

食品衛生規制の見直し

平成15年2月
厚生労働省食品保健部

食品衛生法等及び健康増進法の一部改正

「食品衛生法等（と畜場法・食鳥処理法を含む）改正」、「健康増進法改正」の2法案を提出

目的

BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まり
食品の安全の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図る

3つの視点に基づく見直し

国民の健康の保護のための予防的観点に立ったより積極的な対応、事業者による自主管理の促進、
農畜水産物の生産段階の規制との連携

見直しの全体像

目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、国民等からの意見聴取(リスクコミュニケーション)

規格・基準の見直し

農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)

安全性に問題のある既存添加物の使用禁止

特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置

健康増進法

健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

監視・検査体制の強化

監視・検査体制の整備

- ・命令検査の対象食品等の政令指定の廃止
- ・監視指導指針及び輸入食品監視指導計画の策定・公表
- ・都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・公表
- ・厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設
- ・指定検査機関制度の登録制度への見直し
- ・民間の検査機関を活用したモニタリング検査等に係る試験事務の実施

営業者による食品の安全性確保への取組みの推進

- ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
- ・食品衛生管理者の責務の追加等

関連して、

「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」についても所要の見直しを行う。

食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

大規模・広域な食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査の要請等

保健所長による調査及び報告

罰則強化

・表示義務違反等、法人に対する罰金の額の引上げ

等

政府全体の食の安全への取組について

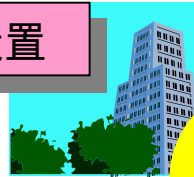
食品安全基本法案

基本理念、関係者の責務・役割、
施策の策定に関する基本方針

リスク評価

(食品健康影響評価)

食品安全委員会の設置



諮問

勧告等

リスク管理

厚生労働省、農林水産省等

リスクコミュニ
ケーション

厚生労働省関係の法案

食品衛生法等の一部を改正する法律案

- ・目的規定の見直し、国・地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化
- ・農薬等の残留規制の強化(ポジティブリスト制の導入)
- ・特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置
- ・監視指導計画の策定等による監視・検査体制の強化
- ・総合衛生管理製造過程(ハサップ)承認への更新制導入
- ・大規模・広域な食中毒の発生時等の厚労大臣による調査の要請等
- ・厚労・農水大臣間の規制の連携・協力(と畜場法、食鳥処理法)

健康増進法の一部を改正する法律案

- ・健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

【農林水産省関係の法案】

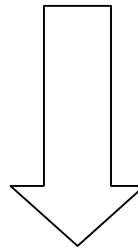
- 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
- 食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(肥料取締法、薬事法、農薬取締法、家畜伝染病予防法)
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案
- 牛の個体識別のため情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

食品衛生法の目的の改正

(第1条関係)

現行の規定

この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。



改正案

この法律は、**食品の安全性の確保**のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて**国民の健康の保護を図る**ことを目的とする。

国の責務

(第2条関係)

教育活動等を通じた正しい知識の普及
情報の収集・整理・分析・提供
研究の推進
検査能力の向上
人材の養成・資質の向上

総合的・迅速な施策の実施のための地方自治体との
相互連携

情報収集等・研究・輸入食品等の検査に係る体制整備
国際的な連携の確保
地方自治体に対する技術的援助

地方自治体の責務

(第2条第1項・第2項関係)

教育活動等を通じた正しい知識の普及
情報の収集・整理・分析・提供
研究の推進
検査能力の向上
人材の養成・資質の向上

総合的・迅速な施策の実施のための国及び他の
地方自治体との相互連携

食品等事業者の責務

(第3条関係)

自らの責任において販売食品等の安全性を確保するため、

- ・知識及び技術の習得
- ・原材料の安全性の確保
- ・自主検査の実施

その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該者に対して販売食品等又は販売食品等の原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報の記録の作成・保存に努めなければならない。

食品衛生上の危害の発生を防止するため、

- ・販売食品等に関する記録の国・自治体への提供
- ・食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置

を適確・迅速に講ずるよう努めなければならない。

食品等事業者：食品の採取、製造、輸入、加工、販売等を行う事業者や集団給食施設等をいう。

食品等事業者の記録保存の努力義務

(第3条第2項・第3項関係)

